

2018 年中国法院における 10 大知的財産案件 及び典型的知的財産案件 50 件

法弁〔2019〕113号

最高人民法院弁公庁の

2018 年中国法院における 10 大知的財産案件

及び典型的知的財産案件 50 件の印刷・配布に関する通知

各省、自治区、直轄市高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院 御中

2018 年に、人民法院は習近平同志を核心とする中国共産党中央委員会の力強い指導の下で、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とすることを堅持し、中国共産党第 19 回全国代表大会及び第 19 期中央委員会第 2 回、第 3 回全体会議の精神を全面的に徹底、実行し、中央政法工作会議の精神を真摯に徹底、実行し、習近平総書記の一連の重要講話の精神を深く学び、徹底し、「4 つの意識（政治意識、大局意識、核心意識、一致意識——訳注）」を強化し、「4 つの自信（進む道・理論・制度・文化への自信——訳注）」を固め、「2 つの擁護（習総書記の党中央における核心的地位と全党における核心的地位の擁護、及び党中央の権威と集中統一的指導の擁護—

一訳注) 」を遂行し、安定の中で前進を求めるという業務の総基調を堅持し、初心を忘れず、使命をしっかりと心に刻み、憲法及び法律により付与された裁判の職責を忠実に果たし、勇敢に責任をもって行動し、「人民大衆がすべての司法案件において公平と正義を感じられるよう努める」という目標を十分に踏まえ、知的財産裁判分野における改革を深め、裁判に対する管理監督を強化し、知的財産に対する司法保護の主導的作用を積極的に発揮させ、「2つの百年（中国共産党創立100年までの小康社会（ややゆとりある社会）の全面的実現と新中国成立100年までの社会主義近代化の基本的実現——訳注）」の奮闘目標を実現し、中華民族の偉大なる復興という中国の夢を実現するために、有効な司法による保障を提供した。

人民法院の知的財産司法保護業務の成果を集中的に示し、典型的事例の模範的、指導的な役割を十分に発揮させるために、各高級人民法院の推薦により、2018年に最高人民法院が審理を行った知的財産案件の状況を踏まえ、本院は2018年中国法院における10大知的財産案件及び典型的知的財産案件50件を選定した。ここに案件及び典型的事例リストを印刷、配布し、各級人民法院の知的財産裁判業務における参考、手本に供する。

最高人民法院弁公庁

2019年4月17日

2018年中国法院における10大知的財産案件

1. クリス蒂昂迪奥爾香料公司（パルファン・クリスチャン・ディオール）vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会の商標出願拒絶査定不服審判行政紛争案件〔最高人民法院（2018）最高法行再26号行政判決書〕

2. 無錫国威陶瓷電器有限公司、蔣国屏 vs 常熟市林芝電熱器件有限公司、蘇寧易購集团股份有限公司の實用新案権侵害紛争案件〔最高人民法院（2018）最高法民再111号民事判決書〕

3. 優衣庫商貿有限公司（ユニクロ）vs 広州市指南針会展服務有限公司、広州中唯企業管理諮詢服務有限公司、優衣庫商貿有限公司上海月星環球港店の商標権侵害紛争案件〔最高人民法院（2018）最高法民再396号民事判決書〕

4. 江鈴控股有限公司 vs 国家知識産権局專利復審委員会、捷豹路虎（ジャガーランドローバー）有限公司、ジェラルド・ガブリエル・マクガバン（Gerard Gabriel McGovern）の意匠権無効行政紛争案件〔北京市高級人民法院（2018）京行終4169号行政判決書〕

5. 北京微播視界科技有限公司 vs 百度在線網絡技術（北京）有限公司、百度網訊科技有限公司（バイドゥ）の作品の情報ネットワーク伝播権侵害紛争案件〔北京インターネット法院（2018）京 0491 民初 1 号民事判決書〕

6. 北京德農種業有限公司、河南省農業科学院 vs 河南金博士種業股份有限公司の植物新品種権侵害紛争案件〔河南省高級人民法院（2015）豫法知民終字第 00356 号民事判決書〕

7. 北京獵豹網絡科技有限公司、北京獵豹移動科技有限公司、北京金山安全軟件有限公司 vs 上海二三四五網絡科技有限公司の不正競争紛争案件〔上海知識産権法院（2018）滬 73 民終 5 号民事判決書〕

8. 深圳市快播科技有限公司（QVOD）vs 深圳市市場監督管理局、深圳市騰訊計算機系統有限公司の著作権行政処分紛争案件〔広東省高級人民法院（2016）粵行終 492 号行政判決書〕

9. 晋江市青陽新鈕佰倫鞋廠、鄭朝忠、莆田市荔城区搏斯達克貿易有限公司が新百倫貿易（中国）有限公司 vs 深圳市新平衡運動体育用品有限公司等の商標権侵害及び不正競争紛争において訴訟中の行為保全裁定の履行を拒絶し、法定最高限度額の司法制裁を科された案件〔江蘇省高級人民法院（2017）蘇司懲復 19 号再審査決定書、（2018）蘇

司懲復 4 号再審査決定書]

10. 被告人李功志、巫琴の登録商標標識の違法製造罪案件〔広東省
深圳市中級人民法院（2018）粵 03 刑終 655 号刑事判決書〕

2018 年中国法院における典型的知的財産案件 50 件

一. 知的財産民事案件

（一）専利権侵害紛争案件

1. 臨海市利農機械廠 vs 陸傑、吳茂法、李成任、張天海の実用新案
権侵害紛争案件〔最高人民法院（2017）最高法民申 1804 号民事裁定
書〕

2. 齊魯製薬有限公司 vs 北京四環製薬有限公司の特許権侵害紛争案
件〔最高人民法院（2017）最高法民申 4107 号民事裁定書〕

3. 寧波奧克斯（AUX）空調有限公司 vs 珠海格力電器股份有限公司
（グリー・エレクトリック）、広州晶東貿易有限公司の実用新案権侵
害紛争管轄異議申立案件〔最高人民法院（2018）最高法民轄終 93 号
民事裁定書〕

4. 北京百度網訊科技有限公司（バイドゥ）vs 北京搜狗科技發展有
限公司、北京搜狗信息服务有限公司の特許権侵害紛争案件〔北京市高
級人民法院（2018）京民終 498 号民事判決書〕

5. 3M 公司 vs 上海源嘉塑胶有限公司、上海誉帅维实业有限公司、羅雯晶、羅賢威の特許権侵害紛争案件〔上海市高級人民法院（2016）滬民終 459 号民事判決書〕

6. 胡涛 vs 摩拜（北京）信息技術有限公司（北京モバイク・テクノロジー）の特許権侵害紛争案件〔上海市高級人民法院（2017）滬民終 369 号民事判決書〕

7. 佳能株式会社（キャノン）vs 上海慕名電子科技有限公司の特許権侵害紛争案件〔上海知識産権法院（2017）滬 73 民初 596 号民事判決書〕

8. 温州碩而博科技有限公司、温州市盛博科技有限公司 vs 寧波大央工貿有限公司の实用新案権侵害紛争案件〔浙江省高級人民法院（2018）浙民終 139 号民事判決書〕

9. 江蘇欧帝電子科技有限公司、西藏欧帝電子科技有限公司、南京欧帝科技股份有限公司 vs 蘇州泛普科技股份有限公司の实用新案権侵害紛争案件〔福建省高級人民法院（2018）閩民終 171 号民事判決書〕

10. 胡小泉、朱江蓉 vs 山東省惠諾薬業有限公司の特許権侵害紛争案件〔山東省高級人民法院（2018）魯民終 870 号民事判決書〕

11. 許昌瑞示電子科技有限公司 vs 清華大学、同方威視技術股份有限

公司の特許権侵害紛争案件〔河南省高級人民法院（2017）豫民終 1183 号民事判決書〕

12. 深圳全棉時代科技有限公司 vs 宜昌市欣龍衛生材料有限公司、欣龍控股（集團）股份有限公司の専利権侵害紛争案件〔湖北省高級人民法院（2017）鄂民終 2796 号民事判決書〕

13. 羅姆尼光電系統技術（広東）有限公司、広州旌露貿易有限公司 vs 広東三雄極光照明股份有限公司の意匠権侵害紛争案件〔広東省高級人民法院（2017）粵民終 2900 号民事判決書〕

14. 深圳來電科技有限公司 vs 深圳街電科技有限公司、永旺夢樂城（広東）商業管理有限公司の實用新案権侵害紛争案件〔広州知識産権法院（2018）粵 73 民初 1851-1852 号の一民事裁定書〕

（二）商標権侵害、契約等紛争案件

15. 瀋陽唐氏生物科技有限公司 vs 広州方凡生物科技有限公司、深圳市新至尊科技有限公司、深圳市百草生物科技有限公司、浙江天猫網絡有限公司、浙江淘宝網絡有限公司の商標権侵害紛争案件〔遼寧省瀋陽市中級人民法院（2016）遼 01 民初 525 号民事判決書〕

16. 動視出版公司 vs 華夏電影發行有限責任公司、上海聚力伝媒技術有限公司の著作権侵害、商標権侵害、知名商品の特有名称の無断使用

及び虚偽宣伝紛争案件〔上海知識産権法院（2018）滬73民終222号民事判決書〕

17. 光明乳業股份有限公司 vs 美食達人股份有限公司、上海易買得超市有限公司の商標権侵害紛争案件〔上海知識産権法院（2018）滬73民終289号民事判決書〕

18. 浙江生活家巴洛克地板有限公司 vs 巴洛克木業（中山）有限公司、太倉市城廂鎮門迪尼地板商行、福建世象家居有限公司の商標権侵害紛争案件〔江蘇省高級人民法院（2017）蘇民終1297号民事判決書〕

19. 杭州老板電器股份有限公司、杭州老板実業集團有限公司 vs 老板電器香港國際（中国）股份有限公司、廈門市樂保德電器科技有限公司、嵊州市樂保德電器有限公司、庄河市樂保德厨電銷售中心、嵊州市三都電器有限公司の商標権侵害及び不正競争紛争案件〔浙江省高級人民法院（2018）浙民終20号民事判決書〕

20. 騰訊科技（深圳）有限公司（テンセント） vs 安徽微信保健品有限公司の商標権侵害紛争案件〔安徽省合肥市中級人民法院（2017）皖01民初526号民事判決書〕

21. 阿里巴巴（全球）実業投資控股集團有限公司（アリババ） vs 江

西星燦信息技術有限公司の商標権侵害紛争案件〔南昌鉄道運輸中級法院（2017）贛71民初15号民事判決書〕

22. 喜力醸酒廠有限公司（ハイネケン）vs 山東金孚龍啤酒有限公司、昌樂喜力酒業有限公司、張国華の商標権侵害及び不正競争紛争案件〔山東省濰坊市中級人民法院（2017）魯07民初590号民事判決書〕

23. 広州市杜高精密機電有限公司、広州心可工業設計有限公司 vs 多米諾印刷科学有限公司（ドミノプリンティングサイエンス社）の商標権侵害紛争案件〔広東省高級人民法院（2017）粵民終2659号民事判決書〕

24. 雲南宝田農業科技有限公司 vs 納雍民正種植農民專業合作社の商標権侵害紛争案件〔雲南省高級人民法院（2018）雲民終135号民事判決書〕

25. 陳世龍 vs 穆思瓊、陳勝雲、陳陽の商標権侵害紛争案件〔チベット自治区高級人民法院（2018）藏民終74号民事判決書〕

（三）著作権侵害、帰属紛争案件

26. 葛懷聖 vs 李子成の著作権侵害紛争案件〔最高人民法院（2016）最高法民再175号民事判決書〕

27. 未来電視有限公司 vs 銀河互聯網電視有限公司、河南大象融媒體集團有限公司、中國移動通信集團河南有限公司、浪潮軟件集團有限公司の作品の情報ネットワーク伝播権侵害紛争案件〔天津市濱海新区人民法院（2017）津 0116 民初 1592 号民事判決書〕

28. 上海知豆電動車技術有限公司 vs 達索系統股份有限公司（ダッソー・システムズ）のコンピューターソフトウェア著作権侵害紛争案件〔上海市高級人民法院（2018）滬民終 429 号民事判決書〕

29. 北京字節跳動科技有限公司（Bytedance）vs 江蘇現代快報傳媒有限公司、江蘇現代快報傳媒有限公司無錫分公司及び北京字節跳動網絡技術有限公司（Bytedance）の著作権侵害紛争案件〔江蘇省高級人民法院（2018）蘇民終 588 号民事判決書〕

30. 李惠卿、陳文燦 vs 福州大学の著作権帰属、権利侵害紛争案件〔福建省廈門市中級人民法院（2018）閩 02 民終 1515 号民事判決書〕

31. 広州求知教育科技有限公司 vs 北京新浪互聯信息服務有限公司のコンピューターソフトウェア著作権侵害紛争案件〔広州知識産権法院（2016）粵 73 民初 1387 号民事判決書〕

32. 重慶市設計院 vs 同方股份有限公司の著作権侵害紛争案件〔重慶

市高級人民法院(2018)渝民終 234 号民事判決書]

(四) 不正競争、独占、植物新品種、知的財産契約紛争案件

33. 河北省高速公路衡大管理处 vs 河北法潤林業科技有限責任公司の植物新品種権侵害紛争案件〔最高人民法院 (2018) 最高法民再 247 号民事判決書]

34. 克拉瑪依金駝運輸服務有限公司 vs 克拉瑪依市凱隆油田技術服務有限公司、譚勇の不正競争紛争案件〔最高人民法院 (2018) 最高法民再 389 号民事判決書]

35. 安徽美景信息科技有限公司 vs 淘宝 (中国) 軟件有限公司の不正競争紛争案件〔浙江省杭州市中級人民法院 (2018) 浙 01 民終 7312 号民事判決書]

36. 臨武県金泰福珠宝一店 vs 臨武県金嘉利珠宝店、臨武県金嘉福珠宝店、周繼芬、李高鵬、唐月鳳、李露、王尺英、鄺文霞の営業誹謗紛争案件〔湖南省高級人民法院 (2018) 湘民終 360 号民事判決書]

37. 深圳微源碼軟件開發有限公司 vs 騰訊科技 (深圳) 有限公司 (テンセント)、深圳市騰訊計算機系統有限公司の独占紛争案件〔広東省深圳市中級人民法院 (2017) 粵 03 民初 250 号民事判決書]

38. 深圳市谷米科技有限公司 vs 武漢元光科技有限公司、邵凌霜、陳

昂、劉江紅、劉坤朋、張翔の不正競争紛争案件〔広東省深圳市中級人民法院（2017）粵 03 民初 822 号民事判決書〕

39. 海南葫芦娃薬業集团股份有限公司 vs 広西科倫製薬有限公司の契約効力確認紛争案件〔広西チワン族自治区高級人民法院（2018）桂民終 134 号民事判決書〕

40. 成都天厨味精有限公司、江北区双驕食品經營部、劉瓊 vs 重慶天厨天雁食品有限責任公司の不正競争紛争案件〔重慶市第一中級人民法院（2017）渝 01 民終 3926 号民事判決書〕

41. 德標管業（深圳）有限公司 vs 德標管業（上海）有限公司、貴州德標管業有限公司の営業誹謗紛争案件〔貴州省高級人民法院（2018）黔民終 665 号民事判決書〕

二. 知的財産行政案件

（一）専利行政案件

42. 埃意（廊坊）電子工程有限公司（IEE） vs 王賀、姚鵬、国家知識産権局専利復審委員会の実用新案権無効行政紛争案件〔最高人民法院（2018）最高法行再 33 号行政判決書〕

43. アス利康(瑞典)有限公司（アストラゼネカ） vs 国家知識産権局専利復審委員会、深圳信立泰薬業股份有限公司の特許権無効行政紛争

案件〔北京市高級人民法院（2018）京行終 6345 号行政判決書〕

（二）商標行政案件

44. 広州市希力電子科技有限公司、済南千貝信息科技有限公司 vs 上海波克城市網絡科技股份有限公司、国家工商行政管理総局商標評審委員会の商標異議申立再審査行政紛争案件〔最高人民法院（2016）最高法行再 96 号行政判決書〕

45. 帝斯曼公司知識産権資産有限公司（DSM）、国家工商行政管理総局商標評審委員会、楼躍斌、楼躍群、楼照法、頼俊哲の商標異議申立再審査行政紛争案件〔最高人民法院（2017）最高法行再 76 号行政判決書〕

46. 拉科斯特股份有限公司（LACOSTE）vs 卡帝樂鱷魚私人有限公司（CARTELO）、国家工商行政管理総局商標評審委員会の商標争議行政紛争案件〔最高人民法院（2018）最高法行再 134 号行政判決書〕

47. 国家工商行政管理総局商標局 vs 安徽華源医薬股份有限公司、易心堂大薬房連鎖股份有限公司、上海健一網大薬房連鎖経営有限公司の商標行政紛争案件〔北京市高級人民法院（2016）京行終 2345 号行政判決書〕

48. 国家工商行政管理総局商標評審委員会 vs 騰訊科技（深圳）有限

公司（テンセント）の商標出願拒絶査定不服審判行政紛争案件〔北京市高級人民法院（2018）京行終 3673 号行政判決書〕

49. 香港周六福珠寶國際集團有限公司 vs 盤州市市場監督管理局の工商行政管理紛争案件〔貴州省高級人民法院（2018）黔行終 1590 号行政判決書〕

三. 知的財産刑事案件

50. 巨石在線（北京）科技有限公司、黄明の著作権侵害罪案件〔北京市海澱区人民法院（2018）京 0108 刑初 1932 号刑事判決書〕

2018 年中国法院における 10 大知的財産案件の概要

一. ディオール社立体商標の国際登録行政紛争案件

クリスティ昂迪奧爾香料公司（パルファン・クリスチャン・ディオール）vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会の商標出願拒絶査定不服審判行政紛争案件〔最高人民法院（2018）最高法行再 26 号行政判決書〕

【事例概要】係争商標は国際登録第 1221382 号商標で、出願人はクリスティ昂迪奧爾香料公司（以下、「ディオール社」）である。係争商標の基礎となる商標の登録国はフランスで、登録が許可された日は

2014年4月16日で、国際登録日は2014年8月8日で、国際登録の所有者はディオール社で、指定商品は香水、オードパルファン等である。

係争商標が国際登録された後、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」の関連規定に基づき、ディオール社は世界知的所有権機関国際事務局（以下、「国際事務局」）を通じて、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、イギリス、中国等に対して領域指定の保護の拡張要求を提出した。2015年7月13日に、国家工商行政管理総局商標局（以下、「商標局」）は国際事務局に対して係争商標の拒絶査定通知書を発行し、係争商標が商標としての識別性に欠けることを理由に、すべての指定商品の中国における領域指定の保護の拡張要求を棄却した。法定期間内に、ディオール社は国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下、「商標評審委員会」）に対して審判請求を提出した。商標評審委員会は、係争商標は商品の出所を区別する作用を発揮することが困難であり、商標にあるべき識別性が欠けていると判断し、第13584号により、係争商標の中国における領域指定の保護の拡張要求を棄却することを決定した。ディオール社はこれを不服として、行政訴訟を提起

した。ディオール社の見解は次のとおりである。まず、係争商標は色が指定された 3D 立体商標であり、ディオール社はすでに商標評審委員会に対して係争商標の三面図を提出していたが、商標評審委員会は係争商標を一般的な商標として審査を行い、決定を下した基礎となる事実には誤りがある。次に、係争商標はデザインが独特であり、ディオール社による長期にわたる宣伝、普及を通じて、比較的強い識別性を有することから、その領域指定の保護の拡張要求は支持されるべきである。

北京知識産権法院及び北京市高級人民法院はいずれもディオール社の主張を支持しなかった。主な理由は次のとおりである。ディオール社は国際事務局で国際登録簿上に記録された日から 3 か月以内に商標局に対して係争商標が 3D 標識であることを表明せず、さらに少なくとも三面図を含む商標図面を提出せずに、拒絶査定不服審判段階の第 1 回補正書において初めて係争商標が 3D 標識であることを明確に提示し、三面図を提出した。ディオール社が、係争商標が 3D 標識であることを表明せず、関連書類を提出しない状況下で、商標局は係争商標を一般的な図形商標として審査を行ったことは、不当なことではない。商標局の商標に係る保存記録に係争商標の色の指定、商標形式等

の情報に登記の誤りが存在するか否かは、本案件の審理範囲ではなく、ディオール社はその他の手段を通じて救済を求めることができる。ディオール社は第二審判決を不服として、最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は提審（事件の重大性またはその他の理由により、下級の人民法院がまだ裁定・判決を下しておらず、またはすでに裁定・判決を下した事件について、上級の人民法院が自ら審理を行う——訳注）と裁定し、さらに、再審において第一審判決、第二審判決及び係争中の決定を取り消す旨の判決を下し、商標評審委員会に改めて不服審判の審決を下すよう命じた。

【典型的意義】最高人民法院は法により公開審理し、ディオール社の立体商標行政紛争案件について即日判決を言い渡し、中国と外国の権利者の合法的な利益を平等に保護し、知的財産に対する司法保護を強化する責任を担う中国の大国としてのイメージをより一層堅固に確立した。最高人民法院は本案件において次のような見解を示した。商標の出願人であるディオール社はすでにマドリッド協定及びその議定書の規定に基づき、係争商標の国際登録手続きを完了し、中国の商標法実施条例に定める必要な表明と説明責任を果たし、出願資料に一部の図面等の形式的要件が欠けているだけの状況の下で、商標行政機関

は商標国際登録手続きの特殊性を十分に考慮し、国際条約における義務の積極的履行の精神に則り、出願人に合理的な補正の機会を与え、ディオール社を含む商標の国際登録出願人の合法的権益を平等に、十分に保護すべきである。最高人民法院が本案件の司法審査手続きを通じて、商標行政機関の事実問題に関する誤った認定を是正し、行政手続きの正当性に対する要求を厳格化したことは、知的財産に対する司法保護の主導的作用を十分に体現している。また、国際商標登録手続きの最適化は、中国がマドリッド協定を含む国際条約における義務を積極的に履行することを示す重要な内容である。本案件は国際商標の出願人に対する速やかかつ効果的な司法救済の提供を通じて、国外の当事者の合法的権利を全面的に保護した。

二. 「PTC ヒーター」 実用新案権侵害紛争案件

無錫国威陶瓷電器有限公司、蒋国屏 vs 常熟市林芝電熱器件有限公司、蘇寧易購集团股份有限公司の実用新案権侵害紛争案件〔最高人民法院（2018）最高法民再 111 号民事判決書〕

【事例概要】 蒋国屏は「一種の PTC ヒーターの熱伝導用アルミニウム管及び PTC ヒーター」という実用新案（即ち係争実用新案）の権利

者である。無錫国威陶瓷電器有限公司（以下、「国威社」）は係争実用新案の独占的实施権の被許諾者である。国威社、蒋国屏は常熟市林芝電熱器件有限公司（以下、「林芝社」）が生産、販売する空調用 PTC ヒーターがその専利権を侵害したことを理由に、訴訟を提起し、権利侵害行為の停止、その経済損失及び合理的な支出計 1,500 万元の賠償を請求した。江蘇省南京市中級人民法院は一審において、被疑侵害製品は係争実用新案の請求項 2 の保護範囲内に属すと判断し、林芝社等は権利侵害行為を停止して、事情を斟酌し林芝社は国威社、蒋国屏の経済損失及び合理的な支出計 100 万元の賠償を命じる判決を下した。国威社、蒋国屏及び林芝社はいずれもこれを不服として、それぞれ上訴した。江蘇省高級人民法院は二審において、被疑侵害製品には係争実用新案の請求項 2 の暗示的な技術的特徴が欠けており、係争実用新案の請求項 2 の保護範囲内に属しないと判断し、第一審判決を取り消し、国威社、蒋国屏の訴訟請求を棄却する旨の判決を下した。国威社、蒋国屏はこれを不服として、最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は本案件の提審を裁定した。最高人民法院は再審において、第二審判決の係争実用新案の請求項 2 の保護範囲に関する解釈は不適切で、被疑侵害製品は係争実用新案の請求項 2 の保護範囲に属す

と判断し、第二審判決を取り消し、経済損失額を計 937 万元余りに変更する判決を下した。

【典型的意義】本案件の再審判決は権利侵害における損害賠償額の認定の仕組みに関する革新的な内容であり、損害賠償額の認定において典型性及び指導性を有する。被疑侵害製品の販売金額を具体的に示すことができる証拠については、権利侵害製品の販売総額、利益率、寄与度を通じて被疑侵害製品が権利侵害により取得した利益を計算する。被疑侵害製品の具体的な販売金額を具体的に示すことができない証拠については、法定損害賠償に従い損害賠償額を確定する。本案件は証拠規則、経済分析の方法等の手段の合理的な運用を通じて、特に係争実用新案の被疑侵害製品の利益に対する貢献度等の要素を十分に考慮し、最終審において判決を変更し、権利者の経済損失及び合理的な支出の賠償額を約 950 万元とし、司法裁判を通じて権利侵害による損害賠償と知的財産の市場価値の協調性及び均衡性の実現に努めたことは、知的財産を厳格に保護する司法政策が十分に体现され、権利者が十分な損害賠償を得ることを確実に保障した。

三. 「ユニクロ」商標権侵害紛争案件

優衣庫商貿有限公司（ユニクロ） vs 広州市指南針会展服務有限公司、廣州中唯企業管理諮詢服務有限公司、優衣庫商貿有限公司上海月星環球港店の商標権侵害紛争案件〔最高人民法院（2018）最高法民再396号民事判決書〕

【事例概要】 広州市指南針会展服務有限公司（以下、「指南針社」）と廣州中唯企業管理諮詢服務有限公司（以下、「中唯社」）は係争商標の共有者であり、当該商標の指定商品は第25類である。優衣庫商貿有限公司（以下、「ユニクロ社」）と迅銷（中国）商貿有限公司（以下、「ファーストリテイリング社」）は共同経営により「ユニクロ」ブランドの取扱いを行い、中国各地に専門店を設置した。2012年11月3日に、株式会社ファーストリテイリングは商標局にG1133303号商標の領域指定を申請した。ユニクロ社が販売するウルトラライトダウンシリーズ商品上に使用する標識である。指南針社、中唯社は係争登録商標専用権に基づき、北京市、上海市、広東省、浙江省の4地域においてユニクロ社又はファーストリテイリング社及び各店舗に対し42件の商標権侵害訴訟を提起した。法院が明らかにした事実によると、中唯社及び指南針社がそれぞれ保有する登録商標は計2,600件余りで、そのうち一部の商標は他人の知名商標と呼称又は視

覚効果において高い類似性を有している。指南針社、中唯社は以前、華唯商標転讓網上で係争商標を公開で売却し、さらにファーストリテイリング社に対し商標権の讓渡費用 800 万元を請求したことがある。上海市第二中級人民法院は第一審判決でユニクロ社に権利侵害の停止を命じ、その他の訴訟請求を棄却した。指南針社、中唯社、ユニクロ社のいずれもこれを不服として、上訴した。上海市高級人民法院は第二審判決で上訴を棄却し、原判決を維持した。ユニクロ社はこれを不服として、最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は再審期間に、ファーストリテイリング社が係争登録商標について商標評審委員会に無効審判を請求し、商標無効手続き、法院の一審、二審を経て、係争商標に無効審決が下されたことを明らかにした。最高人民法院は提審後の判決において第一審判決、第二審判決を取り消し、指南針社及び中唯社のすべての訴訟請求を棄却した。

【典型的意義】「商標の登録出願及び使用は、信義誠実の原則に従わなければならない」。現代社会において一部の事業主体が信義誠実の原則に反して他人の知名商標と類似する商標の大規模な登録を行い、狙いを定め、計画的に司法手続きを利用して不正な利益を得ようとする行為に対して、最高人民法院は判決において次の見解を示し

た。指南針社、中唯社は不正な方法により商標権を取得した後に、ユニクロ社等を明らかに狙って、当該商標の高値での譲渡を企て、当該商標の譲渡交渉が不成立に終わった後、さらに個別にユニクロ社、ファーストリテイリング社及びその各店舗による当該商標専用権の侵害を理由に、基本的に同じ事実により一連の訴訟を提起し、各案件のいずれにおいてもユニクロ社又はファーストリテイリング社及びその店舗のうち1社を共同被告として訴訟を提起し、ユニクロ社又はファーストリテイリング社の店舗数の多さという特徴を利用して、全国で大量の訴訟を提起し、ユニクロ社又はファーストリテイリング社及びその多くの店舗に対する使用停止及び賠償を法院に請求したことは、主観的悪意が明らかであり、その行為は明らかに信義誠実の原則に反するものであり、その司法資源を利用し、商標権により不正な利益を得ようとする行為は、法律により保護されない。商標権の悪意の取得及び利用により不正な利益を得ようとする行為は法律の保護を受けないことを最高人民法院が明確に示したことは、健全で整然とした商標の秩序の構築、市場環境の浄化、不正に取得した商標権を利用した悪意の訴訟の抑止に対し典型的意義を有する。

四. 「陸風オフロード車」意匠権無効行政紛争案件

江鈴控股有限公司 vs 国家知識産権局専利復審委員会、捷豹路虎（ジャガーランドローバー）有限公司、ジェラルド・ガブリエル・マクガバン（Gerard Gabriel McGovern）の意匠権無効行政紛争案件〔北京市高級人民法院（2018）京行終 4169 号行政判決書〕

【事例概要】係争意匠は、その名称を「オフロード車（陸風 E32 モデル）」とし、専利番号 201330528226.5 の意匠であり、意匠権者は江鈴控股有限公司（以下、「江鈴社」）である。係争意匠について、捷豹路虎（ジャガーランドローバー）有限公司（以下、「ランドローバー社」）、ジェラルド・ガブリエル・マクガバン（以下、「マクガバン」）は係争意匠が 2008 年に改正された「中華人民共和国専利法」（以下、「2008 年専利法」）第 23 条第 1 項、第 2 項に適合しないことを理由に、それぞれ無効審判を請求した。国家知識産権局専利復審委員会（以下、「専利復審委員会」）は、係争意匠は引用意匠と全体の視覚効果において明らかな差異を有さず、係争意匠は 2008 年専利法第 23 条第 2 項の規定に適合しないと判断し、第 29146 号無効審判請求審決により、係争意匠権の全部無効の審決を下した。江鈴社はこれを不服として、行政訴訟を提起した。北京知識産権法院は一審にお

いて、係争意匠は引用意匠との間にヘッドライト、エアインテークグリル、細長型エアインテーク、フォグランプ、貫通型開口部、補助エアインテーク、逆U字型フェンダー、テールライト、装飾パネル、ナンバープレート取り付け部及び縁部等の部位に異なるデザインの特徴が存在し、それを組み合わせて形成される視覚上の差異はSUV類の自動車の全体的外観に対して顕著な影響を及ぼし、一般消費者に係争意匠と引用意匠の全体の視覚効果を区分させるに足りると判断した。共通点と比べると、上述の相違点は係争意匠と引用意匠の全体の視覚効果に対してより顕著な影響を及ぼすことから、係争意匠と引用意匠は明らかな差異を有する。このため、係争決定を取り消す旨の判決を下し、専利復審委員会に改めて無効審判請求の審決を下すよう命じた。専利復審委員会、ランドローバー社及びマクガバンはいずれも第一審判決を不服として、上訴した。北京市高級人民法院は二審において、全体から観察すると、係争意匠と引用意匠との間の車体前方部と後方部から形成される視覚効果の差異が全体の視覚効果に占める比重は両者の間の共通点から生じる同一的な視覚効果の比重より明らかに低く、係争意匠と引用意匠を比べると、両者の間の差異は「明らかな差異を有する」程度に達していないことから、係争意匠は2008年専利

法第 23 条第 2 項に定める権利付与の要件に適合せず、無効にすべきであると判断し、第一審判決を取り消し、江鈴社の訴訟請求を棄却する旨の判決を下した。

【典型的意義】本案件は社会の注目度が高く、案件の状況が難解で複雑な自動車意匠無効行政案件であり、国内外及び社会各層から広く注目を集めた。第二審法院は法により係争意匠権を無効としたことは、中国の法院による中国と外国の権利者の合法的な利益に対する平等な保護が体现されており、知的財産保護を強化し、好ましいビジネス環境を醸成する中国の決意の表れである。また、本案件は知的財産に対する司法保護の、規則を明確にして、イノベーションを導き、奨励する作用を十分に体现した典型的な事例でもある。第二審判決において指摘された内容は次のとおりである。具体的なデザインの特徴が全体の視覚効果に及ぼす影響の比重を判断するときは、一般消費者の知的水準及び認知能力に基づき、意匠の全体から出発し、そのすべてのデザインの特徴に対して全般的な観察を行い、各デザインの特徴が意匠全体の視覚効果に及ぼす影響の程度を考察したうえで、全体の視覚効果に影響を及ぼし得るすべての要素を総合的に考慮すべきである。具体的な特徴が全体の視覚効果に及ぼす影響の比重を判断すると

きは、直観的な視覚認知又は当該特徴が意匠全体に占める比率の大小のみに基づいた軽率な結論を出すことはできず、一般消費者のデザイン空間に対する認知を基礎として、関連のデザインの特徴が意匠全体に占める位置、一般消費者が容易に観察することができるか否かを踏まえ、さらに当該デザインの特徴が現行デザインに現れる頻度及び当該デザインの特徴が機能、美感又は技術上の制限を受けるか否か等の要素を踏まえて、各デザインの特徴が全体の視覚効果に占める比重を確定すべきである。当該案件の裁判結果は、中国の自動車産業の自動車意匠分野の発展において重要な指導的役割を有する。

五. 「伙拍ショート動画」作品の情報ネットワーク伝播権（公衆送信権）侵害紛争案件

北京微播視界科技有限公司 vs 百度在線網絡技術（北京）有限公司、百度網訊科技有限公司（バイドゥ）の作品の情報ネットワーク伝播権（公衆送信権）侵害紛争案件〔北京インターネット法院（2018）京 0491 民初 1 号民事判決書〕

【事例概要】北京微播視界科技有限公司（以下、「微播視界社」）は抖音（TikTok）プラットフォームの運営者である。百度在線網絡技

術（北京）有限公司、百度網訊科技有限公司（バイドゥ、以下、「百度社」と総称）は伙拍プラットフォームの運営者である。汶川特大地震10周年となる2018年5月12日に、抖音（TikTok）プラットフォームのVIPユーザーの「黒臉V」が全国党媒情報公共プラットフォーム（以下、「党媒プラットフォーム」）及び人民網の呼び掛けに応え、指定された素材を使用し、「5.12、我想对你說（私が貴方に言いたいこと）」をテーマとするショート動画（以下、「『我想对你說』ショート動画」）を制作し、抖音（TikTok）プラットフォーム上で公開した。「黒臉V」の授権を経て、微播視界社は「我想对你說」ショート動画に対して全世界的に独占排他的な情報ネットワーク伝播権及び独占的な権利保護の権利を有する。伙拍ショート動画携帯アプリ上で「我想对你說」ショート動画が配信されたが、当該ショート動画の配信画面上には抖音（TikTok）及びユーザーID番号の透かしが表示されなかった。微播視界社は「我想对你說」ショート動画は映画の撮影制作に類似する方法により創作された作品（以下、「映画類似作品」）を構成し、百度社による上述の配信及び透かしの消去行為が微播視界社の情報ネットワーク伝播権を侵害したことを理由に、訴訟を提起した。北京インターネット法院は一審において、「我想对你說」

ショート動画は映画類似作品を構成し、百度社は情報記憶空間を提供するネットワークサービスプロバイダとして、伙拍ショート動画携帯アプリのユーザーに対して被疑侵害ショート動画を提供する行為に、主観的過失は存在せず、「通知-削除」義務を履行した後は、権利侵害行為を構成せず、関連の責任を負うべきでないと判断し、微播視界社のすべての訴訟請求を棄却する旨の判決を下した。

【典型的意義】本案件は2018年度「中国10大メディア法事例」の1つであり、各界から広く注目を集めた。本案件はショート動画コンテンツが著作権法の保護を受けることができるか否か、どの程度の保護を受けるか等の一連の新型の法律問題の解決に関連し、人民法院がどのように著作権の司法実務において創作と伝播、権利者とネットワークサービスプロバイダ及び一般大衆の間の利益関係の均衡を保つかについて、新たな課題を提示した。既存の映画作品と比べると、ショート動画はその時間が比較的短く、著作権法が客体を保護するための要件である「独創性」を備えているか否かが、本案件の双方当事者間の争点である。人民法院は本案件において異なる分野の知的財産の保護範囲及び保護強度を合理的に確定するための司法政策を十分に徹底し、著作権の文学芸術類作品の作品特性、創作空間等に関する特徴に

基づき、「インターネット+」背景下のイノベーションの需要及び特徴を十分に考慮し、本案件のショート動画コンテンツの独創性の基準を合理的に確定し、著作権の保護範囲とパブリックドメインの境界線を正確に区分して、知的財産保護とイノベーションの促進、産業の発展の推進、調和、統一を十分に実現した。

六. 「鄭単 958」植物新品種の育成者権侵害紛争案件

北京德農種業有限公司、河南省農業科学院 vs 河南金博士種業股份有限公司の植物新品種育成者権侵害紛争案件〔河南省高級人民法院（2015）豫法知民終字第 00356 号民事判決書〕

【事例概要】「鄭単 958」トウモロコシ交雑種は母株「鄭 58」とすでに公知に帰した父株「昌 7-2」の自殖系統種の交雑により誕生した。「鄭 58」及び「鄭単 958」の育成者権者はそれぞれ河南金博士種業股份有限公司（以下、「金博士社」）及び河南省農業科学院（以下、「農科院」）である。農科院は北京德農種業有限公司（以下、「德農社」）と「トウモロコシ交雑種「鄭単 958」に関する許諾契約」及び補充協議書を締結し、德農社が一定期間内に「鄭単 958」トウモロコシ交雑種を販売することを許諾し、利用料を取り決め、德農

社が契約を履行するために行う種子の栽培、生産過程において第三者の権益に関連する場合は徳農社が責任を負い解決しなければならないものとした。徳農社は農科院の授権に基づき、「農作物種子経営許可証」を取得した後、甘粛省において「鄭単 958」の大量生産・販売を行った。金博士社は、徳農社が許諾を経ずに、商業目的のために「鄭 58」トウモロコシ自殖系統種を無断で使用し、「鄭単 958」トウモロコシ交雑種を生産し、繁殖させる行為は、権利侵害を構成すると判断し、訴訟を提起し、徳農社に対し権利侵害の停止、金博士社への 4,952 万元の賠償を要求し、さらに農科院に対し、連帯して責任を負うよう要求した。鄭州市中級人民法院は第一審判決で徳農社には、4,952 万元の損失及び合理的な支出を賠償し、農科院には、300 万元を限度として責任を負うべき旨を命じる判決を下し、金博士社のその他の訴訟請求を棄却した。徳農社及び農科院はいずれも上訴した。河南省高級人民法院は二審において、農科院及び金博士社は相互の授権モデルを実行し、徳農社は許諾を受けた生産過程において第三者の権益に関連する場合は徳農社が責任を負わなければならないことを受け入れており、農科院とは関係がないことを明らかにした。したがって第一審法院の賠償及び合理的な支出に関する判決内容を維持し、第一

審法院の農科院による連帯責任の負担に関する判決内容を取り消す旨の判決を下した。

【典型的意義】本案件はトウモロコシ交雑種の生産において交雑種とその親株の関係に関連する問題により生じた植物新品種権侵害紛争である。当該案件に関連する「鄭単 958」トウモロコシ交雑種は、母株と父株の自殖系統種の交雑により誕生することから、「鄭単 958」トウモロコシ交雑種を生産し、繁殖させる場合は、母株「鄭 58」トウモロコシ自殖系統種を使用しなければならない。「鄭単 958」トウモロコシ交雑種を生産し、繁殖させる場合は、「鄭単 958」交雑種の権利者の許諾を取得しなければならないほか、母株「鄭 58」自殖系統種の権利者の同意も取得しなければならない。法院は、植物新品種権保護の強化は国の三農（農村・農業・農民）政策の促進に役立ち、徳農社はすでに「鄭単 958」交雑種権者の授権、許諾を受け、さらにすでに相応の利用料を支払い、「鄭単 958」交雑種を生産するために大量の労力と物資を費やしており、徳農社が母株「鄭 58」自殖系統種を使用し「鄭単 958」トウモロコシ交雑種を生産することを禁止すれば、巨大な経済損失をもたらすことを考慮した。「鄭単 958」トウモロコシ交雑種の栽培にはなお母株「鄭 58」自殖系統種を使用する必要がある

るが、一定の賠償金を支払うことにより金博士社の損失を補てんすることができる。以上の要素を総合して、法院は金博士社が徳農社に対して「鄭 58」自殖系統種の使用による「鄭単 958」トウモロコシ交雑種の生産の停止を要求する請求を支持しなかった。しかし権利侵害者の主観的過失、利益取得状況、「鄭 58」自殖系統種の使用を停止せず保護期間が満了するまで生産を継続した場合の利益取得状況等の要素に基づき、権利者が請求する 4,952 万元の賠償金額及び合理的な支出に対して全額を支持したことにより、各当事者の利益の均衡をうまく図った。

七. 「金山毒霸」不正競争紛争案件

北京獵豹網絡科技有限公司、北京獵豹移動科技有限公司、北京金山安全軟件有限公司 vs 上海二三四五網絡科技有限公司の不正競争紛争上訴案件〔上海知識産権法院（2018）滬 73 民終 5 号民事判決書〕

【事例概要】

上海二三四五網絡科技有限公司（以下、「二三四五社」）は 2345 ウェブディレクトリ、2345 王牌ブラウザ（2345Explorer）の運営者であり、そのうち 2345 ウェブディレクトリは中国のウェブディレクト

り市場において上位を占める。北京獵豹網絡科技有限公司、北京獵豹移動科技有限公司、北京金山安全軟件有限公司（以下、「三被告会社」）は共同経営により金山毒霸ソフトウェアを取り扱い、次の6種類の行為を通じてエンドユーザーが設定した2345ウェブディレクトリのトップページを北京獵豹移動科技有限公司が運営する毒霸網址大全（www.duba.com）に変更した。1. 金山毒霸の「ガベージコレクション」機能を通じてブラウザのトップページを変更する。2. 金山毒霸のアップグレードプログラムの「ワンクリッククリーンアップ」ポップアップウィンドウを通じて、「直ちに毒霸網址大全をブラウザのトップページに設定し、ブラウザのトップページが改ざんされないよう保護する」を自動的に選択する。ユーザーが当該選択を取り消したか否かに関係なく、ブラウザのトップページが変更される。3. 金山毒霸の「ワンクリッククラウドアンチウイルス」、「バージョンアップ」、「ブラウザ保護」等の機能を通じてブラウザのトップページを変更し、異なるブラウザに対して個別に対応する。4. 金山毒霸の「インストール完了」ポップアップウィンドウを通じて、「毒霸網址大全をブラウザのトップページに設定する」を自動的に選択する。ユーザーが当該選択を取り消したか否かに関係なく、ブラウザのトップページ

ジが変更される。5. 金山毒霸の「安全なウェブディレクトリを開始し、悪意のあるウェブサイトに誤ってアクセスしないようにする」ポップアップウィンドウを通じて、ユーザーが「ワンクリックで開く」をクリックし、ブラウザのトップページが変更されるよう誘導する。

6. 金山毒霸のアンインストールプログラムを通じてユーザーのコンピューターのレジストリのデータを改ざんし、ブラウザのトップページを変更する。二三四五社は上述の行為がトップページを改ざんし、通信量の奪い取りを招く等の不正競争行為を構成することを理由に、訴訟を提起した。上海市浦東新区人民法院は一審において、三被告会社がセキュリティソフトウェアの正常な機能の動作時に必要かつ合理的な方式を採らず、合理的な限度を超えてその他のソフトウェアの動作に干渉する行為を実施したことは、信義誠実の原則及び公認の商業道徳に反し、さらには公正競争の原則にも反すると判断し、三被告に対し権利侵害行為の停止及び経済損失の賠償の法律責任の負担の判決を下した。上海知識産権法院は二審において上訴を棄却し、原判決を維持する判決を下した。

【典型的意義】 公平で秩序正しく、活力に満ちた競争の仕組みはさまざまなイノベーションの主体のイノベーションの活力を解き放つた

めの重要な保障である。インターネット技術は絶えず進歩し、それに伴いネットワーク環境下の市場競争も日に日に激しさを増しており、通信量は事業主体にとってインターネット空間における重要な奪い合いの対象となっている。本案件はネットワーク環境下の競争行為の正当性の判断に関連し、法院は、セキュリティ関連ソフトウェアはコンピューターシステムにおいて優先的な権限を有するが、事業者はこのような特権の運用に対して慎重にならなければならない、エンドユーザー及びその他の役務提供者に対する干渉行為は「機能の実現に必要である」ことを前提としなければならないとの見解を示した。コンピューターシステムのセキュリティの保障を名目として、虚偽のメッセージを表示するポップアップウィンドウ、脅迫メッセージを表示するポップアップウィンドウ等の方式を通じてブラウザのトップページを無断で変更し又は変更するようユーザーを誘導し、通信量による利益を不正に奪取する行為は、その他の事業者の合法的権益を損ねるだけでなく、エンドユーザーの知る権利と選択権を侵害するものであり、信義誠実の原則及び公認の商業道徳に反している。人民法院は本案件において被疑侵害行為が法律で明確に規定されている行為類型に該当するか否かを審理することに注意したほか、当該行為の競争に対する積

極的及び消極的効果を総合的に評価することにも十分に注意し、技術革新と競争秩序の維持の関係を適切に処理した。

八. 快播社著作権行政処分案

深圳市快播科技有限公司 (QVOD) vs 深圳市市場監督管理局、深圳市騰訊計算機系統有限公司の著作権行政処分紛争案件〔広東省高級人民法院 (2016) 粵行終 492 号行政判決書〕

【事例概要】 騰訊社は権利者から 24 本の係争作品の情報ネットワーク伝播権の独占的な利用許諾を取得した後に、さらにそのうちの 13 本の作品の情報ネットワーク伝播権を直接販売又は版権の等価交換等の方式により第三者の使用を非独占的に許諾した。騰訊社が提出した契約によると、13 本の当該作品の販売又は交換価格は総計 8,671 万 6,000 元であった。2014 年 3 月 18 日に、騰訊社は深圳市市場監督管理局 (以下、「市場監督管理局」) に対して苦情を申し立て、快播社がその保有する係争作品の情報ネットワーク伝播権を侵害したとして、調査と処分を請求した。市場監督管理局は深圳市塩田公証処に対して証拠保全の公証を申請した。公正証書の内容によると、携帯電話上から快播のクライアント端末にログインして 24 本の係争映像作品

を検索したところ、各映像作品の最初のリンク先はいずれも「騰訊視頻（テンセントビデオ）」であり、「騰訊視頻」横のドロップダウンリストをクリックすると、その他のリンク（多くは楽视网、優酷（Youku）、電影網等の有名な動画サイトを偽造したもの）が表示された。その他のリンクをクリックすると具体的な動画が配信され、動画に表示された配信元の URL はいずれも無名のもので、法により届出、登記が行われていないウェブサイトであった。2014年6月26日に、市場監督管理局は深市監稽罰字〔2014〕123号「行政処分決定書」を発行し、次の内容を決定した。一．権利侵害行為の即刻停止を命じる。二．違法経営額の3倍の2億6,014万8,000元の過料を科す。快播社は行政不服審査を申し立て、広東省版權局は2014年9月11日に「行政不服審査決定書」を発行し、市場監督管理局の行政処分決定を維持した。快播社は深圳市中級人民法院に訴訟を提起し、「行政処分決定書」の取消しを命じる判決を請求した。深圳市中級人民法院は快播社の訴訟請求を棄却し、広東省高級人民法院は第一審判決を維持した。

【典型的意義】 本案件に対する社会的注目度は高い。騰訊社、快播社はいずれもインターネット分野においてユーザー数が比較的多い企

業であり、案件に関連する処分金額も 2 億 6,014 万 8,000 元と高額で、社会各界から高い注目を集めている。案件における法律の適用は知的財産民事、行政及び破産等の複数の部門の法律に係り、手続法及び実体法上の問題が煩雑であるだけでなく、民事上の著作権侵害行為が公共の利益も損ねるか否か、インターネット企業の不法な利益の存在をどのように認定するか及び違法経営額の算定等の法律問題にも関連する。当該案件の判決は権利侵害に対する処分、版權市場の浄化に関する好ましい社会効果をもたらし、法による行政の促進と知的財産保護の強化、インターネット市場の競争秩序の規律のいずれに対しても積極的な指導的役割を有する。

九. 「新百倫」訴訟中の行為保全司法制裁案件

晋江市青陽新鈕佰倫鞋廠、鄭朝忠、莆田市荔城区搏斯達克貿易有限公司が新百倫貿易（中国）有限公司 vs 深圳市新平衡運動体育用品有限公司等の商標権侵害及び不正競争紛争において訴訟中の行為保全裁定の履行を拒絶し、法定最高限度額の司法制裁を科された案件〔江蘇省高級人民法院（2017）蘇司懲復 19 号再審査決定書、（2018）蘇司懲復 4 号再審査決定書〕

【事例概要】 米国ニューバランス社（以下、「ニューバランス社」）は第 4207906 号「NEW BALANCE」、第 G944507 号登録商標専用権を保有する。当該会社の関連のスポーツシューズの装飾デザインはすでに多くの発効した民事判決、行政処分決定書により有名商品の特有装飾として認定されている。ニューバランス社から授権され、原告の新百倫貿易（中国）有限公司（以下、「新百倫社」）は中国国内で関連の知的財産権を非独占的に使用し、New Balance スポーツシューズの生産販売を行い、さらにニューバランス社の知的財産権を侵害する行為に対して単独又は同社と共同で訴訟を提起する。2014 年に、鄭朝忠は米国で「USA New BaiLun Sporting Goods Group Inc」という名称の会社を設立した。当該会社の名称の中国語訳は「美国新百倫体育用品集团有限公司」である。当該米国会社からの授権を受け、中国国内で鄭朝忠個人が単独で出資、設立した深圳市新平衡運動体育用品有限公司（以下、「深圳新平衡社」）、鄭朝忠が個人事業主として経営する晋江市青陽新鈕佰倫鞋廠（以下、「新鈕佰倫鞋廠」）及び莆田市荔城区搏斯達克貿易有限公司（以下、「搏斯達克社」）等が係争被疑侵害製品のスポーツシューズの生産販売及び宣伝を行った。新百倫社は深圳新平衡社等の被告の行為がその商標権を侵害し、不正競争を

構成すると判断し、蘇州市中級人民法院（以下、「蘇州中院」）に訴訟を提起した。

新百倫社は訴訟を提起した時に、訴訟中の行為保全を申し立て、深圳新平衡社等の被申立人に対してその公式サイト上での係争商標の使用の即刻停止、その公式サイト、微信（Wechat）、微博（Weibo）等における関連の虚偽宣伝内容の即刻削除を要求した。蘇州中院は

（2016）蘇 05 民初 537 号行為保全裁定書を発行し、深圳新平衡社等の被申立人に係争靴類製品の生産販売を即刻停止し、公式サイト、微信、微博等における虚偽宣伝の関連内容等を即刻削除するよう命じ、かつ関連の被申立人にこれを送達した。被申立人が発効した裁定の履行を拒絶した後、蘇州中院はさらに交付送達と郵便送達的方式を通じて被申立人に「告知書」を送達し、発効した裁定を直ちに履行しなければならないこと及び履行を拒絶した場合の法律効果を告知した。深圳新平衡社、搏斯達克社、新鈕佰倫鞋廠、鄭朝忠はなお履行しなかった。これにより蘇州中院は（2017）蘇 05 司懲 001 号決定書を発行し、深圳新平衡社に対して 100 万元の過料を科し、搏斯達克社に対して 50 万元の過料を科し、新鈕佰倫鞋廠に対して 10 万元の過料を科し、鄭朝忠に対して 10 万元の過料を科すことを決定した。新鈕佰倫鞋廠、

鄭朝忠及び搏斯達克社は過料決定を不服として、それぞれ江蘇省高級
人民法院に再審査を申し立てた。江蘇省高級人民法院はそれぞれ

(2017) 蘇司懲復 19 号、(2018) 蘇司懲復 4 号再審査決定書を発行
し、新鈕佰倫鞋廠、鄭朝忠及び搏斯達克社の再審査請求を棄却し、蘇
州中院の(2017) 蘇 05 司懲 001 号決定書を維持した。

【典型的意義】行為保全措置は知的財産の権利者が権利侵害行為を
速やかに制止し、司法救済を得ることによって積極的作用を有する。
人民法院は今回の商標権侵害及び不正競争紛争案件の審理において、
当事者の申立てに基づき訴訟中の行為保全裁定を下した。被申立人が
訴訟中の行為保全裁定の履行を拒絶した状況下で、人民法院はさらに
民事訴訟法の民事訴訟の妨害に対する措置に関する規定に基づき、被
申立人の行為に対して過料を科した。本案件において法院が下した行
為保全裁定及び過料決定、再審査決定は、国内外の当事者の合法的権
利を平等に保護し、司法の權威を維持する中国の立場を明らかに示す
ものであり、さらに詳細な説明を通じて知的財産訴訟における行為保
全措置を実施するための審査条件について、担保金額等の考慮すべき
要素に関する法律の適用も含めて明らかにしたことは、発効した裁定
の履行を拒絶した場合には法により断固として制裁を加えるという人

民法院の毅然とした態度を表明するものである。

十．登録商標標識の違法製造罪案件

被告人李功志、巫琴の登録商標標識の違法製造罪案件〔広東省深圳市中級人民法院（2018）粵 03 刑終 655 号刑事判決書〕

【事例概要】係争商標の「HUAWEI」、「SAMSUNG」は携帯電話用液晶ディスプレイを含む第9類商品上の使用が指定されている。明らかになった内容によると、2016年8月から、被告人の李功志、巫琴等は商標権者の授権を経ずに、「三星」、「華為」の登録商標を模倣した携帯電話用ガラスパネルを加工生産し、FPCを携帯電話のカバーに貼り付けた。被告人の李功志は当該工場の日常管理者で、工場の機械設備に対する調整及び従業員に対する管理を担当する。被告人の巫琴は李功志の補佐として工場を管理し、携帯電話用ガラスパネルの加工1枚当たり顧客から1～1.8元の範囲で加工料を受け取っていた。2016年11月21日20時過ぎに、人民警察が被告人の李功志、巫琴を逮捕し、現場で模倣品の「三星」携帯電話用ガラスパネル1万100枚、「華為」携帯電話用ガラスパネル1,200枚、及び販売伝票16枚と送り状2枚を押収した。被害組織の申告価格から計算すると、押収され

たパネルの総額は計 64 万 8,000 元相当であった。広東省深圳市宝安区人民法院は一审において被害組織から提出された価格説明に基づき、違法経営額を量刑基準として認定した。深圳市中級人民法院は二審においてこれを是正した。実際の販売価格と市場の中間価格を明らかにすることができない状況下では、刑法に定める偽造、無断製造の 2 種類以上の登録商標標識の販売数量に従い量刑し、処罰を科すべきであると判断した。第二審法院はこれに基づき李功志に対し登録商標標識違法製造罪により、懲役 2 年を科し、さらに罰金 5 万元を科す判決を言い渡した。また、巫琴に対して登録商標標識違法製造罪により、懲役 1 年を科し、さらに罰金 6,000 元を科す判決を言い渡した。

【典型的意義】本案件は登録商標標識の違法製造罪案件における経営金額の認定のための証拠の採用基準に係る。関連の司法解釈の市場の中間価格の認定基準の適用を明確にしたことは、知的財産犯罪における違法経営額の証拠の認定基準に対する模範的效果を有する。

出所：

2019年4月22日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所
日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-91312.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。